

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	法人住民税に関する事務 基礎項目評価書 【平成29年9月1日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

※法人住民税に関する事務においては法人番号(特定法人情報)のみを取り扱い、個人番号(特定個人情報)は取り扱わないため、評価を終了した。

特記事項

## 評価実施機関名

伊勢市長

## 公表日

平成29年10月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法に基づき、事業所の登録・法人市民税の課税、照会や証明書の発行、通知書の出力等を行う。また、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な決定または更正を行う。</p> <p>【内容】 ①異動届の入力・照会 ②申告書の入力・照会 ③他自治体から伊勢市への調査回答 ④法人市民税の決定・更正 ⑤法人市民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知 ⑥証明書発行</p>
③システムの名称	法人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
法人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第59～61条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長	課税課長 世古口 睦
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 総務部課税課 電話:0596-21-5534

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 石田 高	課税課長 世古口 睦	事前	
平成29年10月3日	評価書名	法人住民税に関する事務 基礎項目評価書	法人住民税に関する事務 基礎項目評価書 【平成29年9月1日終了】	事後	評価の終了日を追記
平成29年10月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊勢市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	伊勢市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。  ※法人住民税に関する事務においては法人番号(特定法人情報)のみを取り扱い、個人番号(特定個人情報)は取り扱わないため、評価を終了した。	事後	評価の終了理由を追記
平成29年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第59～61条	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成29年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	実施の見込みがなくなったため
平成29年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27, 28, 29項	(削除)	事後	実施の見込みがなくなったため